

# 真田の郷まちづくり推進会議規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、真田の郷まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 この推進会議は、真田地域の住民が主体的に組織し、地域課題の自主的な解決や地域の個性や特性を生かし、誰もがいきいきと暮らせる魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(事業区域)

第3条 この推進会議の事業区域は、真田地域の範囲とする。

(会員)

第4条 この推進会議の会員は、真田地域の住民並びに真田地域で活動する各種団体及び事業所とする。また、区域外の個人や団体等で、この推進会議の目的に賛同する者も会員になることができる。

(事業)

第5条 この推進会議は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事業。
- (2) 地域内外の市民交流に関する事業。
- (3) 自然環境の保全に関する事業。
- (4) 交通対策に関する事業。
- (5) 防災、防犯、交通安全に関する事業。
- (6) 農林業の振興に関する事業。
- (7) 商工観光業の振興に関する事業。
- (8) 特産品の振興に関する事業。
- (9) 健康づくり、スポーツ振興に関する事業。
- (10) 児童、高齢者、障がい者福祉に関する事業。
- (11) 子育て支援、教育に関する事業。
- (12) 青少年健全育成に関する事業。
- (13) 歴史、文化に関する事業。
- (14) 広報、情報収集、情報発信に関する事業。
- (15) その他、目的達成に必要な事業。

(事務所)

第6条 この推進会議の事務所は、真田地域内に置く。

## 第2章 役員

(役員の種類及び定数)

第7条 この推進会議には、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(役員を選任及び解任)

第8条 理事及び監事は、会員の中から選任するものとし、評議員会の決議によって選任及び解任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務)

第9条 理事は、理事会を構成し、この推進会議の目的達成のため職務を執行する。

2 会長は、この推進会議を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、この推進会議の会計及び事業の執行を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 理事会

(構成)

第11条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第12条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この推進会議の業務執行の決定。

(2) 評議員の選定

(3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第13条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(定足数)

第14条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(決議)

第15条 理事会の決議は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議長)

第16条 理事会に議長を置き、議長は会長とする。

(理事以外の出席)

第17条 会長は、必要に応じて理事以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第18条 この推進会議に評議員25人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第19条 評議員は、真田地域に住所を有する者のうちから選任するもとし、理事会において選任及び解任する。

2 評議員は、役員を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第21条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条 評議員会は、次の事項について協議し決議する。

- (1) 規約の改廃及び決定に関すること
- (2) 役員の選任、解任並びに役員及び評議員等の報酬に関すること
- (3) 事業計画及び予算に関すること
- (4) 事業報告及び決算に関すること
- (5) 助成金、交付金の使途に関すること
- (6) まちづくり計画等の地域計画の策定に関すること
- (7) 会の運営及び事業に関する重要な事項
- (8) その他必要と思われる事項に関すること

(招集)

第23条 評議員会は、会長が招集する。

- 2 評議員総数の4分の1以上から、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は速やかに評議員会を招集しなければならない。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、出席した評議員から選出する。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章 部会及び運営委員会

(部会及び運営委員会)

第27条 この推進会議には、必要に応じて部会及び運営委員会を置くことができる。

- 2 部会は、専門事項について、この推進会議の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 運営委員会は、この推進会議が計画する事業の実践及び運営等に参画する。

## 第7章 地域づくり総会

(地域づくり総会の開催)

第28条 この推進会議は、推進会議の活動について知っていただくための報告、また地域の総意の反映と、民主的で透明性を持って運営するために、多くの会員が参加し懇談する地域づくり総会を開催する。

2 地域づくり総会は、会長が開催する。

3 会長は、地域づくり総会の開催に際し、できるだけ多くの会員が出席できるよう努めなければならない。

4 地域づくり総会の開催方法等については、理事会において計画するものとする。

5 地域づくり総会の内容は、推進会議の運営において尊重するものとする。

## 第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第29条 この推進会議に事務局(総務部)を置くことができる。

2 事務局の職員は、会長が任免する。

3 事務局(総務部)内に会計を設ける。

## 第9章 会計及び監査

(経費)

第30条 この推進会議の会計は、会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この推進会議の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度の開始前に会長が作成し、理事総数(現在数)の過半数の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第32条 この推進会議の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が監事の監査を受けた上で、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第33条 この推進会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この推進会議の会計に関しては、上田市住民自治組織交付金要領の基準に準拠するほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(会計帳簿の整備)

第35条 この推進会議は、推進会議の収入及び支出を明らかにするために、会計に関する帳簿及び関係書類を整備する。

2 会員による帳簿等の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第36条 監事は、会計年度が終了後、速やかに監査を実施し、その結果を理事会及び評議員会に報告する。

## 第10章 その他

(雑則)

第37条 この規約に定めるもののほか、この推進会議に必要な規則等に関しては会長が理事会及び評議員会に諮り別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規約は推進会議の設立の日から施行する。

(設立時の会員)

2 この推進会議の設立時の会員は、第4条の規定にかかわらず、真田まちづくり準備会が依頼した自治会及び各種団体の代表者とする。

(設立時の役員の任期)

3 この推進会議の設立時の役員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(設立時の評議員の任期)

4 この推進会議の設立時の評議員の任期は、第18条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

5 この規約は、平成29年9月19日に改定。

6 この規約は、平成30年3月13日に改定。

7 この規約は、平成31年3月19日に改定。

8 この規約は、令和2年2月18日に改定。